

吸収分割に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく備置書類)

令和 8 年 2 月 19 日

三菱ケミカルグループ株式会社

2026年2月19日

三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 筑本 学

吸収分割に関する事前備置事項

当社は、三菱ケミカル株式会社（以下「甲」といいます。）との間で、2026年1月29日に吸収分割契約を締結し、同年4月1日付で当社を分割会社とし、甲を承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、下記のとおり吸収分割の内容その他法務省令で定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容
別紙1の「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
本分割は、完全親子会社間の吸収分割であるため、甲は、当社に対して金銭等の交付を行わないことといたしました。
3. 甲の計算書類等の内容
甲の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
4. 甲において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
6. 本分割が効力を生ずる日以降における当社の債務及び甲の債務（当社が本分割により甲に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項
 - (1) 当社の債務の履行の見込みについて
当社の2025年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は1,558,496百万円、負債の額は846,186百万円、純資産の額は712,310百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。
本分割により、当社が甲に対して承継する資産の額は8,459百万円、負債の額は72百万円となる見込みです。
また、本分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は予測されておらず、本分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

(2) 甲における当社から承継された債務の履行の見込みについて

甲の2025年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は1,724,502百万円、負債の額は1,148,296百万円、純資産の額は576,206百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

(1)で述べたとおり、本分割により、甲が当社から承継する資産の額は、8,459百万円、負債の額は72百万円となる見込みです。

また、本分割の効力発生日までに甲の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は予測されておらず、本分割後における甲の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに甲の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、甲が当社から承継する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書

吸収分割契約書

三菱ケミカルグループ株式会社(住所:東京都千代田区丸の内一丁目1番1号、以下「甲」という。)と三菱ケミカル株式会社(住所:東京都千代田区丸の内一丁目1番1号、以下「乙」という。)とは、甲のコーポレートベンチャーキャピタル事業(以下「本事業」という。)を乙が承継する吸収分割(以下「本分割」という。)に関して次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約の規定に従い、別紙「承継権利義務明細表」に記載された本事業に関して有する資産、負債、契約その他権利義務を、吸収分割により乙へ承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(吸収分割に際して交付する株式等)

乙は甲の完全子会社であるため、乙は、本分割に際して、甲に対し乙の株式その他金銭等の交付を行わない。

第3条(効力発生日時)

本分割の効力発生日時(以下「本効力発生日時」という。)は令和8年4月1日午前零時とする。但し、本分割の手續の進行上必要あるときは、甲乙協議の上、本効力発生日時を変更することができるものとする。

第4条(条件変更及び解除)

本契約締結日から本効力発生日時に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態、経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議の上、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。

第5条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議解決する。

以上、本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が本紙、甲がその写しを保有する。

令和8年1月29日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
甲 三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 筑本 学

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
乙 三菱ケミカル株式会社
代表取締役 下平 靖雄

別紙

承継権利義務明細表

本分割により、甲から乙に承継させる権利義務は、本効力発生日の前日において、本事業に属する次に記載する権利義務とする。

1. 承継する資産(見込額)

(1) 固定資産

投資有価証券:8,600 百万円

(詳細は「3. 投資有価証券詳細」を参照。)

2. 承継する負債(見込額)

(1) 固定負債

繰延税金負債:113 百万円

3. 投資有価証券詳細

	対象銘柄		保有株式数(株)	評価額(百万円)
(1)	Diamond Edge Ventures, Inc.	株式	100	7,470
(2)	Pangaea Ventures Fund III	出資証券		178
(3)	Pangaea Ventures Fund IV	出資証券		600
(4)	Emerald Industrial Innovation Fund	出資証券		304
(5)	株式会社マイオリッジ	株式	625	7
(6)	SprouTx 株式会社	株式	1215	34
(7)	ビフレステック株式会社	株式	80	7
	計			8,600

4. 承継するその他の権利義務

(1) LIMITED PARTNERSHIP AGREEMENT OF PANGAEA VENTURES FUND III, L.P (December 22, 2010)”に基づく債権債務

(2) “AMENDED AND RESTATED LIMITED PARTNERSHIP AGREEMENT OF PANGAEA VENTURES FUND IV, L.P. A CAYMAN ISLANDS EXEMPTED LIMITED PARTNERSHIP(December 15, 2016)”に基づく債権債務

(3) “EMERALD INDUSTRIAL INNOVATION FUND LP FOURTH AMENDED AND RESTATED LIMITED PARTNERSHIP AGREEMENT(January 6, 2022)” 及び “SUBSCRIPTION AGREEMENT FOR NON-US APPLICANTS RELATING TO EMERALD INDUSTRIAL INNOVATION FUND LP” (June 20, 2022)に基づく債権債務

(4) その他本事業に属する一切の契約、契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務

以上

別紙 2 吸収分割承継会社（三菱ケミカル株式会社）の最終事業年度に係る
計算書類等

第8期 事業報告

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

三菱ケミカル株式会社

事業報告

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

1. 親会社等との取引に関する事項

当社の親会社は、持株会社である三菱ケミカルグループ(株) (以下「MCG」という。)であり、同社は、当社の株式 572,034,109 株 (出資比率 100%) を保有しております。当社は、同社によるポートフォリオマネジメントのもと、事業を行っております。

当社は、同社から長期及び短期資金の借入れを行っておりますが、市場取引と比較して取引条件が不合理でないこと等を確認し、公正かつ適正に実施しており、当該取引は当社の利益を害するものではないと考えております。

2. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針

当社が取締役の決定により定めた 2025 年 3 月 31 日時点における業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針 (以下「基本方針」といいます。) は、以下のとおりであります。

なお、従来、MCG グループにおいては、グループ全体をバーチャルなひとつの会社として運営する体制 (“One Company, One Team”) を志向し、完全子会社である当社は、社長及び執行役員を置かず、一体的に運営してきましたが、2025 年 4 月 1 日付で、MCG が持株会社としてグループ全体の戦略策定、経営資源の最適配分、事業経営の監督等を担い、傘下の事業会社である当社が事業経営にあたる体制へ移行したことに伴い、同日付で取締役会設置会社に移行したため、同日付で必要な修正を行っております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. MCG の「グループ企業行動憲章」を、当社におけるコンプライアンスに関する基本規程とする。

ロ. MCG が「グローバル・コンプライアンス推進規程」その他の関連規則に基づき整備するコンプライアンス推進体制に依拠し、当社におけるコンプライアンス推進プログラムを適切に運用する。

ハ．財務報告の信頼性確保に係る内部統制システムを整備し、その適切な運用と管理にあたる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「MCG グループ・情報セキュリティポリシー」その他の関連規則に基づき、取締役の職務の執行に係る「取締役決定書」等の文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役及び監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

MCG が「ERM (Enterprise Risk Management) 基本規程」その他の関連規則に基づき整備するリスクマネジメント体制に依拠し、当社の事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損失を最小限にとどめるためのリスク管理システムを適切に運用する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の互選により代表取締役を選定するとともに、取締役が決定すべき事項、監視すべき事項及びその方法を定め、それを適切に運用することで、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．MCG のグループ経営の下、当社及び当社の子会社は MCG のグループ内部統制方針を共有する。

ロ．当社及び当社子会社は、コンプライアンス推進、リスク管理、財務報告の適正確保等 MCG グループが一体運営する統制活動については、MCG が整備するグループ内部統制システムを適切に運用する。その他の統制活動については、個社として体制を整備し、業務の適正を確保する。

ハ．当社及び当社子会社は、MCG の定める方法により内部統制状況について自主評価を行い、その結果について MCG の内部監査部門による独立評価を受ける。

⑥取締役の業務の決定が適正に行われることを確保するための体制

イ．法令、定款又はその他の規定に基づき取締役が決定することを求められる事項については、文書又は電磁的方法により、取締役の過半数の賛成をもって決定し、決定事項は「取締役決定書」として記録保管する。

ロ．その他の取締役の決定事項については、取締役の過半数の決定に基づき定められた者に業務の決定を委託するとともに、かかる業務を受託したものの意思決定を各取締役が確認できる体制を整備する。

ハ．取締役が業務の決定を行うに際しては、合理的な範囲で当該決定に必要な情報収集・調査・検討を行わせる。また、適時適切に経営の重要事項について報告を受け、確認することができる体制を整備する。

⑦監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役の業務から独立した立場にある者を監査役の指示のもと監査の補助にあたらせる。監査役補助者の人事（異動、評価等）については監査役の意見を尊重する。
- ロ. 取締役及び使用人が、監査役監査基準その他関連規則に従い、当社グループにおける経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。）を監査役に報告する体制を確保する。
- ハ. 監査役に報告した当社グループの取締役、監査役及び従業員に対して、不利益な取扱いをしない。
- ニ. 監査役職務の遂行に必要なとみなす費用については、会社が負担する。
- ホ. 重要会議への出席、関係部署に対する調査、重要案件に関する稟議書等の閲覧、取締役やMCG 監査委員との情報交換等、監査役が実効性ある監査を実施できる体制を整備する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の基本方針に従い、体制の整備とその適切な運用に努めており、当期の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・MCG が整備するコンプライアンス推進体制の下、コンプライアンス推進プログラムを適切に運用している。
- ・取締役は、コンプライアンスの状況等について報告を受け、状況を把握している。
- ・MCG 「内部統制推進基本規程」に基づき、当社はMCG のグループ内部統制方針に準拠した運用を行っている。
- ・MCG 「財務報告に係る内部統制運営指針」に従い、内部統制の整備・運用状況について、MCG 監査本部による内部統制が有効であるとの評価結果を確認した。

②取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「取締役職務規程」に定める取締役決定書、取締役報告の資料、決裁資料の文書及び電磁的記録を作成・保存・管理するとともに、取締役及び監査役がこれを閲覧できる体制を構築、運用している。

- ・「MCC グループ情報資産管理規則」、「MCC グループ情報資産管理マニュアル」等の関連規則類に基づき、適切な情報資産の運用・管理を実施している。
- ・サイバーリスク、情報漏洩、情報の不正取得に対する対策の策定、定期的な実施状況のモニタリング見直しを継続して実施している。
- ・情報セキュリティ教育については、グループ全体の教育体制のもと、各種研修・訓練を継続して実施している。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・MCG「ERM 基本規程」及び「ERM 委員会規則」に準拠し、リスクマネジメントを実施している。
- ・リスク管理活動について取締役報告を行った。
- ・戦略リスクにおける機会と脅威の評価と経営判断への反映のための仕組みの構築、経済安全保障・地政学リスクに関する情報収集機能の強化を図っている。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の互選により代表取締役を選定し、代表取締役は、業務執行の決定とその執行を特定使用人等に委託し権限を委譲している。取締役は、「取締役職務規程」に基づき、決定すべき事項、監視すべき事項、及びその方法を適切に運用することにより、取締役職務の効率的な執行を確保し、委譲された特定使用人等による業務執行を監視・監督している。
- ・MCGの統合DOA及びこれに基づき各部門での職務権限を取りまとめた部門DOAを整備し、運用している。
- ・取締役等から、適宜、経営状況や経営に関する方針等を発信した。これらを通じて、経営と従業員との相互理解の促進、めざす方向性の共有を図った。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・新しい経営方針（KAITEKI Vision 35 及び新中期経営計画 2029）の従業員への理解及び実践を促進した。
- ・コンプライアンス違反事案の、コンプライアンス推進統括執行役への報告体制を適切に運用している。
- ・コンプライアンス違反の未然防止のため、従業員に対する啓発・教育活動を継続的に実施している。
- ・内部通報制度については、体制の周知を継続的に実施している。
- ・グループの内部統制全般の状況モニタリングを継続的に実施している。
- ・MCG 監査所管の内部監査基本方針等に基づいて、2024 年度の監査計画を策定し、監査対象組織における統制環境、統制活動、リスク管理等を重点項目とする監査を実施するとともに、監査の指摘事項に対する改善状況をフォローアップによって確認した。[テーマ監査：6 件、組織監査：30 件]

⑥取締役の業務の決定が適正に行われることを確保するための体制

- ・法令、定款又はその他の規程に基づき取締役が決定することを求められる事項は、取締役の過半数の賛成をもって決定し、決定事項は取締役決定書として保管している。
- ・特定使用人等の業務執行を監視・監督するため、取締役が報告を受けべき事項を「取締役職務規程」で定め、報告を受けるとともに、特定使用人等の決定証跡にアクセスできる権限を付与している。[取締役決定7回、取締役定例報告4回]

⑦監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役報告、取締役決定書等重要書類の閲覧、関係部署に対する調査、重要案件に関する稟議書等の閲覧、取締役やMCG監査委員との情報交換等、監査役が実効性ある監査を実施できる体制を整備している。
- ・取締役及び使用人が、監査役監査基準その他関連規則に従い、当社グループにおける経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。）を監査役に報告する体制を確保している。
- ・監査役に報告した当社グループの取締役、監査役及び従業員に対して、不利益な取扱いをしない旨を定めている。
- ・監査役の求めに応じ補助使用人を置き、監査役の指示のもと監査の補助にあたらせている。補助使用人の人事（異動、評価等）については監査役の意見を尊重している。
- ・監査役は監査所管の監査（国内12件）に参画し、対象組織及びグループ会社を監査した。
- ・監査役の職務の遂行に必要とみなした費用については、当社が負担している。

以 上

第8期 附属明細書（事業報告関係）

（ 自 2024年4月1日
至 2025年3月31日 ）

三菱ケミカル株式会社

当事業年度においては記載すべき事項はありません。

以 上

第 8 期 計 算 書 類

〔 自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日 〕

三菱ケミカル株式会社

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位:百万円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	572,552	流動負債	630,436
現金及び預金	15,035	支払手形	1,559
受取手形	3,430	買掛金	146,439
売掛金	199,642	関係会社短期借入金	262,420
商品及び製品	154,884	1年内返済予定の関係会社長期借入金	55,900
仕掛品	4,610	未払金	51,520
原材料及び貯蔵品	100,264	未払費用	15,932
関係会社短期貸付金	31,726	未払法人税等	982
未収入金	54,435	預り金	29,422
未収還付法人税等	1,021	賞与引当金	32,340
その他の	7,964	1年内事業構造改善引当金	831
貸倒引当金	△463	1年内環境対策引当金	241
		その他の	32,845
固定資産	899,124	固定負債	242,375
有形固定資産	(456,148)	関係会社長期借入金	140,948
建物	113,078	退職給付引当金	56,142
構築物	47,188	株式給付引当金	17
機械及び装置	110,105	定期修繕引当金	1,394
車両運搬具	302	事業構造改善引当金	1,355
工具、器具及び備品	14,881	債務保証損失引当金	15,356
土地	116,034	環境対策引当金	645
リース資産	1,231	資産除去債務	1,316
建設仮勘定	53,325	その他の	25,199
無形固定資産	(21,322)	負債合計	872,811
のれん	892		
ソフトウェア	4,438	(純資産の部)	
その他の	15,991	株主資本	591,297
投資その他の資産	(421,654)	資本金	53,229
投資有価証券	36,615	資本剰余金	(139,780)
関係会社株式	215,609	資本準備金	28,509
その他の関係会社有価証券	27,396	その他資本剰余金	111,271
出資	456		
関係会社出資金	77,841	利益剰余金	(398,286)
従業員に対する長期貸付金	41	その他利益剰余金	398,286
関係会社長期貸付金	22,656	固定資産圧縮積立金	845
長期前払費用	1,449	繰越利益剰余金	397,441
繰延税金資産	35,489		
その他の	7,981	評価・換算差額等	7,567
貸倒引当金	△3,886	その他有価証券評価差額金	7,567
		純資産合計	598,865
資産合計	1,471,676	負債純資産合計	1,471,676

損益計算書

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

(単位:百万円)

摘要	金額
I 売上高	1,290,728
II 売上原価	1,142,190
売上総利益	148,538
III 販売費及び一般管理費	184,491
営業損失	35,953
IV 営業外収益	
受取利息	3,387
受取配当金	58,370
その他	6,430
(営業外収益合計)	(68,188)
V 営業外費用	
支払利息	6,518
債務保証損失引当金繰入額	4,741
貸倒引当金繰入額	3,732
その他	3,959
(営業外費用合計)	(18,951)
経常利益	13,284
VI 特別利益	
投資有価証券売却益	6,827
固定資産売却益	1,765
その他	642
(特別利益合計)	(9,236)
VII 特別損失	
減損損失	21,445
固定資産整理損	16,613
その他	8,389
(特別損失合計)	(46,449)
税引前当期純損失	23,928
法人税、住民税及び事業税	△ 7,083
法人税等調整額	△ 15,158
当期純損失	1,686

株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日
至 2025年3月31日

(単位:百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	53,229	28,509	111,271	139,780	853	406,420	407,273	600,284
当期変動額								
剰余金の配当				-		△7,300	△7,300	△7,300
当期純損失				-		△1,686	△1,686	△1,686
固定資産圧縮積立金の取崩				-	△7	7	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△7	△8,979	△8,986	△8,986
当期末残高	53,229	28,509	111,271	139,780	845	397,441	398,286	591,297

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	8,682	△419	8,263	608,547
当期変動額				
剰余金の配当			-	△7,300
当期純損失			-	△1,686
固定資産圧縮積立金の取崩			-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	△1,114	419	△695	△695
当期変動額合計	△1,114	419	△695	△9,682
当期末残高	7,567	-	7,567	598,865

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1	有価証券の評価基準及び評価方法	
	子会社株式・関連会社株式	移動平均法による原価法
	その他有価証券	
	市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
2	デリバティブの評価基準及び評価方法	
	デリバティブ	時価法
3	棚卸資産の評価基準及び評価方法	
	商品、製品、原材料、その他の棚卸資産	総平均法による原価法
	貯蔵品(除く包装材料及び劣化資産)	移動平均法による原価法
	なお、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。	
4	固定資産の減価償却方法	
1	有形固定資産(除くリース資産)	定額法
2	無形固定資産(除くリース資産)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3	リース資産	
	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5	引当金の計上基準	
	貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
	賞与引当金	従業員賞与等の支給に備えるため、支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。
	退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準を採用しております。 未認識項目の費用処理方法及び費用処理年数 未認識過去勤務費用 定額法 5年 未認識数理計算上の差異 定額法 5年(翌期より費用処理しております。)
	株式給付引当金	株式交付規則に基づく取締役及び執行役員への親会社株式の給付等に備えるため、当期末における株式給付債務の見込み額に基づき、計上しております。
	定期修繕引当金	貯油槽の定期的修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上しております。
	固定資産整理損失引当金	固定資産の整理に伴い支出が予想される処理費用の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
	関係会社整理損失引当金	関係会社の事業整理に伴い負担することとなる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
	関係会社事業損失引当金	関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等、及び債務保証に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
	事業構造改善引当金	事業構造改善に伴い発生する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
	債務保証損失引当金	関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
	環境対策引当金	環境対策を目的とした工事等に伴い将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社は、スペシャリティマテリアルズ、MMA&デリバティブズ、ベーシックマテリアルズ&ポリマーズの事業領域において事業活動を行っており、国内外の顧客に多種多様な製品等の提供を行っております。

これらの事業における製品販売については、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

7 ヘッジ会計の方法

1 ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を採用しております。

2 ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建予定取引

3 ヘッジ方針

当社の内部規定である「リスクヘッジ要領」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

4 ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価する方法を採用しております。

会計上の見積りに関する注記

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)35,489百万円
(繰延税金負債と相殺前の金額は46,522百万円です)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、売上収益の予測です。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上収益の予測については、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産456,148百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

減損の兆候がある有形固定資産の減損損失を認識するかどうかの判定は、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識します。割引前将来キャッシュ・フローは、原則として5年を限度とする事業計画とその後の成長率を基礎として見積もっております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、原則として5年を限度とする事業計画における将来キャッシュ・フローの見積り、割引率及び成長率です。将来キャッシュ・フローの見積額は主として、売上収益の予測及び市場の成長率に影響を受けます。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば回収可能価額の算定結果が異なる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,792,492 百万円 |
| 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 | |
| 2 保証債務等残高 | |
| 銀行借入等に対する保証債務等 | |
| 保証債務残高 | 8,896 百万円(うち、当社負担割合額 8,896百万円) |
| 3 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 93,466 百万円 |
| 短期金銭債務 | 59,816 百万円 |
| 長期金銭債務 | 448 百万円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| 1 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 381,762 百万円 |
| 仕入高 | 392,567 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 159,459 百万円 |
| 2 投資有価証券売却益(特別利益) | |
| 主に、関西熱化学株式会社、ハイモ株式会社株式を売却したものであります。 | |
| 3 固定資産売却益(特別利益) | |
| 主に、当社所有の社宅及び用地を売却したものであります。 | |
| 4 固定資産整理損(特別損失) | |
| 主に、広島事業所におけるMMA・AN設備の撤去、九州事業所におけるBPA設備の撤去、香川事業所におけるコークス設備の撤去に伴うものであります。 | |

5 減損損失(特別損失)

当事業年度において、21,445百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失を認識した主要な資産は以下の通りであります。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
コークス製造設備	香川事業所(香川県坂出市)	機械及び装置、構築物等	7,045
フェノール・ビスフェノールA製造設備	茨城事業所(茨城県神栖市)、岡山事業所(岡山県倉敷市)	機械及び装置等	2,976
PETボトル製造設備	関東事業所 平塚地区(神奈川県平塚市)、中日本事業所 浅井地区(滋賀県長浜市)	建物、機械及び装置等	2,972
炭素繊維製造設備	広島事業所(広島県大竹市)	建物、機械及び装置等	2,864
アンモニア製造設備、化成品製造設備、脂肪酸アミド製造設備、電子工業用高純度薬品製造設備、タイク誘導品	小名浜工場(福島県いわき市)	機械及び装置、建物等	1,692

・コークス製造設備

7,045百万円(内、機械及び装置6,843百万円、構築物121百万円、その他81百万円)

炭素事業は、事業環境の悪化により香川事業所所有するコークス炉の生産規模250門を150門に縮小を決定したことに伴い、コークス炉100門に係る固定資産について帳簿価額全額を減額しました。なお、回収可能価額は使用価値に基づいており、その価値をゼロとしております。

・フェノール・ビスフェノールA製造設備

2,976百万円(内、機械及び装置2,554百万円、その他422百万円)

フェノール・ビスフェノールA事業は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを5.94%で割引いて算定しております。

・PETボトル製造設備

2,972百万円(内、建物1,660百万円、機械及び装置1,113百万円、その他199百万円)

PETボトル事業は、事業環境の悪化により当該プラントの操業停止を決定したことに伴い、当該製品に係る固定資産について帳簿価額全額を減額しました。なお、回収可能価額は使用価値に基づいており、その価値をゼロとしております。

・炭素繊維製造設備

2,864百万円(内、建物1,788百万円、機械及び装置584百万円、その他492百万円)

炭素繊維事業は、事業環境の悪化により広島事業所所有する炭素繊維および原材料製造設備についてラインの一部休止を決定したことに伴い、当該固定資産について帳簿価額全額を減額しました。なお、回収可能価額は使用価値に基づいており、その価値をゼロとしております。

・アンモニア製造設備、化成品製造設備、脂肪酸アミド製造設備、電子工業用高純度薬品製造設備、タイク誘導品

1,692百万円(内、機械及び装置745百万円、建物514百万円、その他433百万円)

小名浜工場における生産を終了することを意思決定したことに伴い、当該製品に係る固定資産について帳簿価額全額を減額しました。なお、回収可能価額は使用価値に基づいており、その価値をゼロとしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 発行済株式の種類及び株式数に関する事項
当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 572,034,109 株

- 2 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	基準日	効力発生日
2024年11月13日 臨時株主総会	普通株式	7,300百万円	2024年9月30日	2024年12月2日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月29日開催の臨時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 9,730百万円
- ・1株当たり配当額 17円01銭
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月2日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、投資有価証券評価損、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。なお、投資有価証券評価損及び繰越欠損金(地方税)等に係る繰延税金資産に対しては、評価性引当額を計上しております。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算しております。この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微です。

(法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社は、グループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理について、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金で運用し、また、資金調達については金融機関や三菱ケミカルグループからの借入により調達しております。なお、グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入し、グループ会社間及び三菱ケミカルグループとの間において貸付・借入を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信関係規則に沿ってリスク低減を図っております。外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクは、必要に応じ為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、その保有意義については毎期確認を行うとともに、定期的に時価、発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。一部の外貨建ての買掛金に係る為替の変動リスクは、必要に応じ為替予約を利用してヘッジしております。借入金は、営業取引や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引は経理規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額※	時価※	差額
(1) 現金及び預金	15,035	15,035	-
(2) 受取手形	3,430	3,430	-
(3) 売掛金	199,642	199,642	-
(4) 関係会社短期貸付金	31,726	31,726	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	9,980	9,980	-
(6) 買掛金	(146,439)	(146,439)	-
(7) 関係会社短期借入金	(262,420)	(262,420)	-
(8) 関係会社長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	(196,848)	(195,925)	△ 923
(9) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	35	35	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(6) 買掛金、(7) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 関係会社長期借入金

これらの時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

これらは取引金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額
非上場株式	269,641
出資金	78,298

これらについては、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	三菱ケミカル グループ(株)	被所有 直接100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の返済 (注1)	75,631	関係会社 短期借入金	262,420
						1年内返済予定の 関係会社長期借入金	55,900
						関係会社 長期借入金	140,948
				利息の支払 (注1)	6,429	未払費用	265
				グループ通算制 度に伴う通算税 効果額	9,192	未収入金	9,198

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、三菱ケミカルグループ(株)からの資金の借入及び返済の取引金額は純額表示しております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	三菱ケミカル ヨーロッパ社	所有 直接100.0%	増資の引受 資金の貸付	増資の引受 (注1)	27,757	-	-
				資金の回収 (注2)	53,618	関係会社 長期貸付金	21,394
				利息の受取 (注2)	2,565	未収入金	15
子会社	三菱ケミカル・ ユーカー社	所有 間接100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	29,258	関係会社 短期貸付金	29,174
				利息の受取 (注2)	517	未収入金	63

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(注2) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、資金の貸付及び回収の取引金額は純額表示しております。

収益認識に関する注記

当社は、スペシャリティマテリアルズ、MMA&デリバティブズ、ベーシックマテリアルズ&ポリマーズの事業領域において事業活動を行っており、国内外の顧客に販売しております。

製品販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。収益は重大な戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。なお、製品の販売契約における対価は、履行義務の充足時点である製品の引き渡し後、概ね1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,046 円	90 銭
1株当たり当期純損失	2 円	94 銭

第 8 期 附属明細書(計算書類関係)

(自 2024 年 4 月 1 日)
(至 2025 年 3 月 31 日)

三菱ケミカル株式会社

1 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	当期末 償却累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物	118,851	7,648	496	12,924 (4,857)	113,078	235,295	348,373
	構築物	48,531	3,768	72	5,038 (603)	47,188	225,084	272,272
	機械及び装置	124,760	32,832	2,199	45,288 (13,688)	110,105	1,248,655	1,358,760
	車両運搬具	366	96	0	159 (4)	302	2,922	3,224
	工具、器具及び備品	15,937	4,806	163	5,699 (199)	14,881	79,299	94,180
	土地	116,351	2,276	2,592 (411)	-	116,034	-	116,034
	リース資産	1,054	411	-	234	1,231	1,235	2,466
	建設仮勘定	34,787	85,183	66,645 (1,529)	-	53,325	-	53,325
	合 計	460,640	137,023	72,170 (1,940)	69,344 (19,354)	456,148	1,792,492	2,248,640
無形固定資産	のれん	1,084	-	-	191	892		
	ソフトウェア	4,005	2,283	15	1,834 (14)	4,438		
	その他	13,836	3,453	895	402	15,991		
	合 計	18,925	5,736	910	2,428 (14)	21,322		

(注1) 当期増加額の主要な内容

製造設備の維持・更新によるものです。

(注2) 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内数で、減損損失の計上額であります。

(注3) 「当期末償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2 引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	583	3,806	41	4,348
賞与引当金	25,960	32,529	26,149	32,340
退職給付引当金	57,927	4,341	6,126	56,142
株式給付引当金	17	-	-	17
定期修繕引当金	1,560	227	393	1,394
関係会社事業損失引当金	79	-	79	-
事業構造改善引当金 ※1	-	2,186	-	2,186
債務保証損失引当金	10,615	4,741	-	15,356
環境対策引当金 ※2	1,110	-	224	886

※ 1 1年内事業構造改善引当金を含んでおります。

※ 2 1年内環境対策引当金を含んでおります。

3 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金額
運輸費	39,191
給与及び副費	34,508
研究開発費	35,908
業務委託費	23,570
減価償却費	2,216
その他	49,095
合 計	184,491

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの三菱ケミカル株式会社の第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役連絡会にて協議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、親会社の監査委員会、内部監査部門、その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役決定書の確認及びその他の重要な書類を閲覧し、取締役、特定使用人及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役の吉住正浩が日本ポリケム株式会社の監査役を兼務するとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第348条第3項第4号並びに会社法施行規則第98条第1項に定める体制の整備に関する取締役の当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社に対しては、その取締役及び従業員等から必要に応じて内部統制システムの構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 財務諸表は、E Y新日本有限責任監査法人が監査の基準に準拠して監査を行い、すべての重要な点において、会計の基準に準拠して作成されているものと認める旨の監査報告書(*)を発行していますが、その監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(*) 監査報告書は、当社及び三菱ケミカルグループ株式会社のみを利用者として想定しており、当社及び三菱ケミカルグループ株式会社以外に配布及び利用されるべきものではない旨の記載があります。

- ③ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ④ 内部統制システムに関する取締役の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

三菱ケミカル株式会社

常勤監査役

吉住 正浩



常勤監査役

粕淵 幹雄



常勤監査役

鈴木 哲史



独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

三菱ケミカル株式会社

監査役 吉住 正浩 殿

監査役 粕瀨 幹雄 殿

監査役 鈴木 哲史 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木 貴幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川端 孝祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山賀 信哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 高央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱ケミカル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役等の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上